

平成２８年度和歌山県食品衛生監視指導計画（素案）に対する意見と県の考え方

番号	(ア) 項目	(イ) 意見	(ウ) 県の考え方
1	第２ 監視指導体制及び重点的に監視指導を実施する事項等 Ⅲ 食品衛生監視指導における重点的監視及び指導啓発事項（２）食肉等による食中毒対策① 生食用食肉による食中毒対策	生食用食肉による食中毒対策につきまして、近年カンピロバクターを原因とする食中毒が増えており、食肉の生食が食中毒の主要因となっております。事業者、消費者ともにカンピロバクターによる食中毒の対策を強める必要があると考えます。新鮮な肉ほどリスクが高いという菌の特徴を含めた情報を消費者に分かりやすく発信していただき、鮮度にかかわらず肉を生食しないように指導、啓蒙いただくよう要望いたします。	カンピロバクターを原因とする食中毒については、生または加熱不足の鶏肉や鶏肉により二次汚染された他の食品を摂取したこと等が主な原因となっています。 そのため、県では事業者に対し生食用としてではなく、十分に加熱して提供するように指導しているところです。また、消費者に対しては、県政おはなし講座や県ホームページ、メールマガジン等を通じて鶏肉の生食のリスクについて啓発を行っているところです。 今後も引き続き、事業者及び消費者に指導及び啓発を行い、カンピロバクターによる食中毒の予防に努めてまいります。
2	第２ 監視指導体制及び重点的に監視指導を実施する事項等 Ⅲ 食品衛生監視指導における重点的監視及び指導啓発事項（４）ジビエ（狩猟鳥獣肉）の衛生対策	ジビエの衛生対策につきまして、県では「わかやまジビエ衛生管理ガイドライン」の策定やH A C C Pの考え方に基づく「わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度」を制定し、安全確保に取り組んでおられます。ジビエ処理は未整備の部分もあり、リスクが高く、事故を未然に防ぐために事業者積極的に制度推進を要望いたします。また、消費者にもジビエを生食することのないよう、リスク等情報提供を要望いたします。	野生鳥獣は、家畜とは異なり、飼料や健康状態等の衛生管理がなされていません。 このことから、県ではジビエの安全を確保するため、事業者等に対し「わかやまジビエ衛生管理ガイドライン」を遵守し衛生的な取扱い等を行うよう指導しているところです。また、消費者に対してもジビエの生食のリスクについて啓発を行っているところですが、計画の本文には記載がありませんでしたので、「消費者に生食のリスクについて広く啓発します」と明記します。

3	第2 監視指導体制及び重点的に監視指導を実施する事項等 VII 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項 (2) いわゆる健康食品による健康危害発生時の対応	「機能性表示食品」制度が開始され、今後いわゆる健康食品による健康被害発生が増加する懸念があります。危害の発生防止対策の強化とあわせ、消費者、事業者へ情報の発信をいただくこと、国や市町村との連携を強めていただくことで危害拡散を防止することを要望いたします。	県では、健康食品に起因する健康被害の未然防止、早期発見、迅速な対応を図るため、「わかやま健康食品連絡協議会」を設置し、関係者間で連携を強化し情報共有を行うとともに、製造者を対象としたセミナーの開催や、健康食品における栄養成分やアレルギー物質などの成分検査を実施し、検査結果を公表しています。 また、消費者自らが正しい知識をもって成分・機能などの情報を収集し選択する必要があるため、消費者を対象としたシンポジウム等の開催や県のホームページにおける情報提供を行っています。 今後も消費者にとっての有益な情報提供を推進するとともに、国や市町村と連携しながら健康食品による被害防止や被害発生時の対応強化に努めてまいります。
4	第5 県民とのリスクコミュニケーションや、情報提供の実施に関する事項	食品の健康情報に関して消費者は高い関心を持っています。現在の食品の健康情報は科学的でないものが多くあり、正しい情報が広く消費者に伝わるようマスコミ等も通じて啓発や情報提供をお願いいたします。	食品の健康情報に関しては、消費者の方々も食に関する情報を収集し、正しい知識の習得に努めることが重要であると考えます。 県では、消費者をはじめ事業者、行政が食に対する正しい情報を共有し、双方向の意思疎通を図り、相互理解を深めるため、シンポジウムやタウンミーティング、県政おはなし講座等を行うとともに、食の安全・安心ホームページやメールマガジンにより、食に関する様々な情報提供を行っているところです。 今後も正しい情報が広く消費者に伝わるよう、積極的な情報提供に努めてまいります。

5	その他	和歌山県では全国に先がけて「和歌山県食の安全・安心・信頼確保のための基本方針」を平成16年に策定されています。平成27年3月には、基本方針を強化・改定され、より一層、食の安全確保に尽力されています。その方針をさらに充実させ「食の安全条例」として制定されることを要望いたします。	食品安全行政の推進については、理念的な条例の制定ではなく、「和歌山県食の安全・安心確保のための基本方針」に基づいたより実効性のある具体的な取組を推進していくことが重要であると考えます。このため、基本方針の趣旨に基づく県の施策をまとめた行動計画として策定したアクションプランを関係機関と連携しながら着実に実施することにより、消費者をはじめ、生産者や食品事業者が協働した「食の安全・安心」の実現を目指してまいります。
---	-----	---	---